

「かんぽ生命保険」 団体取扱い開始のお知らせ

学校生協組合員が「かんぽ生命保険」に加入した場合、団体収納ができるようになりました！ 新規加入の場合も団体収納ができます。

「かんぽ生命保険」を学校生協団体扱いにすると保険料が割引となります。

茨城県学校生協では、組合員の皆様から要望があった「かんぽ生命保険」の団体扱いについて、平成27年8月から取扱いを開始することとなりました。

これにより、「かんぽ生命保険」掛金が、団体扱いの給与差し引きで窓口払いより3%引き、口座引き落としより1%引きとなります。

また、新規加入で団体扱いすることも可能となります。

学校生協団体扱いの対象となる方は？

次の要件を全て満たす方が団体扱いの対象となります。

1. 茨城県学校生活協同組合現職組合員である方
2. 小・中学校、高等学校、特別支援学校、教育庁等に勤務されている方
3. 保険料を県費給与控除できる方

※ 退職・異動等で要件を満たさなくなった場合はその時点で団体扱いができなくなります。

(保険を個人扱いとして継続することは可能です)

取扱い対象は平成19年10月以降に「かんぽ生命保険」に加入された方と新規加入の方です。

(※平成19年9月以前の旧簡易保険についても、個人扱いから団体扱いに切り替えることができます)

※ 団体収納扱いが可能な保険契約（養老保険や学資保険など）や新規契約については、かんぽ生命保険を取り扱う、各郵便局までお問い合わせ下さい。

ご不明の点や団体収納の手続きなどに関するお問い合わせは、

〒310-0852 水戸市笠原町 978-46 茨城教育会館 1 F

茨城県学校生活協同組合 保険収納担当まで

フリーダイヤル 0120-663-648

フリーファックス 0120-663-638